



私立高等学校等の学費支援制度のお知らせ

最大で、**年間 420,000円(授業料) + 99,000円(入学金、初年度のみ)**の補助が受けられます！

生活保護世帯又は市(町村)民税所得割額非課税世帯の場合
所得や学校の授業料などの額により、実際の補助額は異なります。



就学支援金 一律分相当額 年118,800円(授業料)
所得制限があります 【国補助】



就学支援金 加算分 年178,200円(授業料)
所得制限があります 【国補助】



学費補助制度 年123,000円(授業料)
99,000円(入学金)
所得制限と、在住・在学要件があります
(県内在住かつ県内設置の私立高校等に在学) 【県補助】

の補助制度の申請は、私立高校等への入学後、在学する学校を通して行います！
(手続き関連の書類も学校から配布されます。)

本リーフレットでは、上記の補助制度以外にも、**奨学金制度**(貸付制度：原則として返還が必要)及び**奨学給付金制度**(授業料以外の教育費への支援)を紹介しています。



私立高校に行きたいけど、
学費が不安だなあ...

神奈川県が応援します！
私立高校等への進学を、
あきらめないで！

この内容は平成26年度のもので、平成27年度以降制度が変更となる場合は、改めてお知らせします。
各支援制度の詳細は、リーフレット2~4ページをご覧ください。

問い合わせ先

P2(上の ~)の補助金：在学する学校 又は 県 私学振興課 電話(045)210-3793

P3・4の貸付金及び給付金：各問い合わせ先へ 平日8:30-12:00、13:00-17:15

神奈川県 学費支援

検索

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f328/>

平成26年度 授業料・入学金補助制度

平成27年度以降は変更となる場合があります。

〔国補助〕 授業料補助 高等学校等就学支援金 (一律分相当額・加算分)	〔県補助〕 授業料補助・入学金補助 私立高等学校等生徒学費補助金
<ul style="list-style-type: none"> 「一律分相当額」：保護者の市町村民税所得割額が304,200円未満の世帯に118,800円補助。 「加算分」：保護者の所得に応じて59,400円、118,800円又は178,200円を「一律分相当額」に加算。 	<ul style="list-style-type: none"> 県内在住、かつ県内設置の私立高校等に在学の方に対し、保護者の所得に応じて補助。(学校が保護者へ補助した場合に、県が学校に補助。)
(1)補助対象の方	(1)補助対象の方
<ul style="list-style-type: none"> 私立の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、専修学校高等課程、専修学校一般課程(1)、各種学校(1,2)に在学していること。(ただし、高等学校等を卒業した方や在学した期間が通算して36ヶ月を超える場合は対象外) <ul style="list-style-type: none"> 1 一定の国家資格者養成施設の指定校 2 高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの 保護者の住民税の内、市町村民税所得割額が下記の「(3)補助額」の表の1～6の区分のいずれかに該当すること。 	<p>次の3つの要件をすべて満たしている方です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 生徒と保護者が共に県内に在住していること。 神奈川県内設置の私立の高等学校、中等教育学校後期課程、専修学校高等課程に在学していること。 <ul style="list-style-type: none"> * 他都道府県認可の広域通信制高校及びその「技能連携校」や「サポート校」は対象外です。 保護者の平成26年度の住民税の内、市町村民税所得割額が下記の「(3)補助額」の表の1～5の区分のいずれかに該当すること。
(2)申込手続	(2)申込手続
<ul style="list-style-type: none"> 4月頃(4月～6月分)と6月頃(7月～翌年の6月分)に在学する学校に申請。 在学する学校から申請についての案内があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 6月頃に在学する学校へ申請。 在学する学校から申請についての案内があります。

(3)補助額

区分(所得基準は、各欄の「市町村民税 所得割額」)	年収目安	授業料 支援額合計	就学支援金 (一律分相当額) 授業料年額分	就学支援金 (加算分) 授業料年額分	学費補助金 授業料年額分	学費補助金 入学金分
1 所得区分 (生活保護世帯)	-	420,000円	118,800円	178,200円	123,000円	99,000円
2 所得区分 (市町村民税 所得割非課税世帯)	250万円 程度未満	420,000円	118,800円	178,200円	123,000円	99,000円
3 所得区分 (市町村民税 所得割額 51,300円未満世帯)	250～350万 円程度未満	390,000円	118,800円	118,800円	152,400円	99,000円
4 所得区分 (市町村民税 所得割額 154,500円未満世帯)	350～590万 円程度未満	299,400円	118,800円	59,400円	121,200円	99,000円
5 所得区分 (市町村民税 所得割額 207,900円未満世帯)	590～750万 円程度未満	193,200円	118,800円	対象外	74,400円	99,000円
6 区分外 (市町村民税 所得割額 304,200円未満世帯)	750～910万 円程度未満	118,800円	118,800円	対象外	対象外	対象外
7 区分外 (市町村民税 所得割額 304,200円以上世帯)	910万円 程度以上	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外

< 所得基準となる「市町村民税 所得割額」の確認書類 >

- ・「市町村民税・県民税特別徴収税額通知書」・「市町村民税・県民税納税通知書」(5～6月頃、勤務先または市町村から配付)
- ・「課税証明書」(お住まいの市区町村の住民税の窓口で発行)

表中の「年収目安」は、モデル世帯の額です。(夫婦のいずれかお一人だけが働いている4人世帯で、子ども2人、うち高校生1人。)

市町村民税所得割額は、生徒の父母の市町村民税所得割額を合計します。(父母が別居中などの場合も、合計します。)

表の金額が補助の上限額ですが、学校への納付額の方が下回る場合、その額が上限額となります。

「就学支援金」：4月～6月分は前年度の市町村民税所得割額が基準、7月～翌年6月分は当年度の市町村民税所得割額が基準。

このページへの問い合わせ先

神奈川県県民局次世代育成部 私学振興課 電話(045)210-3793 平日8:30-12:00、13:00-17:15

神奈川県 学費支援

検索

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f328/>

掲載内容は平成 26 年度のもので、平成 27 年度以降は変更となる場合があります。

神奈川県高等学校奨学金（貸付け）

【問い合わせ先】教育委員会財務課育英グループ 電話（045）210-8251

貸付対象	次のア・イ・ウのいずれにも該当する者
ア	家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の認定所得が 554 万円以下である者
イ	神奈川県内に居住し神奈川県内の高等学校等 ¹ （専修学校の高等課程を除く。）に在学する生徒、又は保護者が神奈川県内に居住し高等学校等に在学する生徒
ウ	1 年生は学校長が推薦する者 2 年生以上は、前年度の全履修科目の評定平均値が 3.0 以上の者（平成 26 年度までは、緊急経済対策として、2 年生以上も学校長が推薦する者に緩和しています。）
	連帯保証人（独立の生計を営む成年者）が 2 人必要になります（貸付決定後に、印鑑登録証明書とともに借用証書を提出いただきます。） 奨学金の貸付けは、選考により決定しますので応募要件を満たしていても、応募者が多数の場合は貸付けを受けられないことがあります。
貸付額	
国公立	年額 216,000 円(月額 18,000 円)又は 240,000 円(月額 20,000 円)のいずれかを選択
私立	年額 360,000 円(月額 30,000 円)又は 480,000 円(月額 40,000 円)のいずれかを選択
貸付期間	
	4 月から翌年 3 月までの 1 年間（毎年度申請が必要です。）
貸付方法	
	4 月分から 9 月分までを 7 月下旬に、10 月分から 12 月分までを 10 月下旬に、1 月分から 3 月分までを 1 月下旬に本人が指定した金融機関口座に振り込みます。
返還	
返還開始	高等学校等卒業後 6 か月経過した後から
返還期間	貸付期間の 4 倍以内の期間
返還猶予	進学した場合等、申請により返還猶予が可能です。
返還免除	一定の条件を満たした場合には、返還が免除になることがあります。

¹ 神奈川県内の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程

予約採用

高等学校等へ進学予定で奨学金の貸付けを希望する中学 3 年生を対象に、中学在学中に新年度の奨学生の選考を行います。（高等学校等入学後に申込み場合と内容は変わりませんが、1 回目の貸付時期が早くなります。また、短期臨時奨学金を申込みことができます。）

- 募集 10 月中に中学校を通じてご案内します。担任の先生等にお申出ください。
- 手続き 直接、教育委員会へ申し込みます。また、高等学校等への進学後に改めて願書を提出する必要があります。
- 貸付方法 4 月から 9 月分までを 5 月下旬に本人が指定した金融機関口座に振り込みます。10 月分以降については、高等学校等入学後に申込み場合と同じです。

短期臨時奨学金（予約採用となった方のみ）

高等学校等に在学することとなる生徒の進学準備のための費用に充てることができるよう、入学前の 3 月に高等学校奨学金の一部に相当する額を前倒して貸し付ける制度です。

- 貸付金額 120,000 円
- 対象者 高等学校奨学金の予約採用奨学生として採用された方
- 申込方法 予約採用の決定時にご案内します。
- 返還方法 入学後に応募する高等学校奨学金の貸付金の一部と相殺して返還します。
詳しくは、募集要領をご覧ください。

掲載内容は平成 26 年度のもので、平成 27 年度以降は変更となる場合があります。

神奈川県高校生等奨学給付金（給付・返還不要）

【問い合わせ先】教育委員会財務課育英グループ 電話（045）210-8251

支給対象 次の 1 2 を両方とも満たすことが必要です。

1 次のすべてを満たす世帯であること。

申請する年度の7月1日現在、

- ・保護者等が神奈川県内に在住していること
- ・高校生等が高等学校等に在籍していること（平成 26 年度は新 1 年生のみが対象）
高等学校等を一度卒業又は修了している方は除きます。

2 次のいずれかの世帯であること

- ・申請する年度の7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受けている世帯
高校生等が修学旅行に参加すること（予定を含む。）が支給条件となります。
- ・保護者全員の申請する年度の市町村民税所得割が非課税である世帯
授業料以外に学校に納付する P T A 会費や施設整備費などの納付金・徴収金などに未済がないことが支給条件となります。未済がある場合は、奨学給付金を未済に充てる旨の委任状をご提出いただきます。

支給額（世帯区分・学校区分及び学校の課程により異なります。）

世帯区分			学校区分	全日制・定時制	通信制
生活保護（生業扶助）を受けている世帯			国公立	年額 32,300 円	
			私立	年額 52,600 円	
市町村民税 所得割が非 課税である 世帯	15 歳以上 23 歳未 満の扶養されて いる兄・姉が	いない	国公立	年額 37,400 円	年額 27,800 円
			私立	年額 38,000 円	年額 28,900 円
		いる	国公立	年額 129,700 円	年額 36,500 円
			私立	年額 138,000 円	年額 38,100 円

申請方法等

各高等学校等（事務室）へ申請書を提出（平成 26 年度については、9 月 30 日まで）

神奈川県外の高等学校等の場合は、申請書を一旦高等学校等に提出し、在籍等に係る確認印を受けてから、神奈川県教育委員会へ直接提出します。

支給時期

11 月下旬（予定）